

## 発注者綱紀保持の取り組みについて

### 有資格業者の皆様へ

中国地方整備局  
三次河川国道事務所

国土交通省では、公共工事における談合等の不正行為を排除するため、様々な取り組みを行ってきたにもかかわらず、直轄の鋼橋上部工事の発注に関して大規模な談合事件が発生したことを踏まえ、平成17年7月に「入札談合の再発防止対策」を取りまとめました。

また、平成19年3月に国土交通省発注の水門設備工事に関して、公正取引委員会から「官製談合防止法」に基づく改善措置要求を受け、平成19年6月に入札談合等関与行為等についての調査結果及び改善措置をまとめ、入札談合の防止に全力で取り組んでいるところです。

中国地方整備局では、発注者として関係法令の遵守はもとより、服務規律の確保を図ると共に、事業者との応接にあたっては国民の疑惑を招くような行為は厳に慎むことを徹底するために、職員が守るべき規範として「中国地方整備局発注者綱紀保持規程」を制定し、発注事務に係る綱紀保持を徹底し、国民の信頼を回復できるよう努めているところです。

中国地方整備局発注者綱紀保持規程は、こちらをご覧ください。↓↓↓

地整HP：<http://www.cgr.mlit.go.jp/soumu/pdf/kitei25-5-1.pdf>

有資格業者の皆様におかれましては、中国地方整備局三次河川国道事務所における発注者綱紀保持の取り組みについて、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

### 【発注者綱紀保持の取り組みの紹介】

- 職員が事業者の皆様と応接するときは、**オープンな場所で複数の職員で対応**することを基本としております。
- 事業者の皆様**の執務室への出入りを制限**させていただいております。
- 発注事務に関して、職員が事業者の皆様から**不当な働きかけを受けたときは、これを報告、記録、公表**することとしております。
- 職員が発注者綱紀保持規程に抵触すると思料する事実を確認した場合の**通報制度**を設けております。

#### 【 問い合わせ先 】

国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所  
発注者綱紀保持担当者 副所長（事務）

広島県三次市十日市西六丁目2番1号  
電話 0824-63-4121 内線202